

# 開局時間のご案内

月火木土 9:00-18:00

水金 9:00-17:00

日・祝日 休み



保険  
薬局

●夜間・休日等加算の対象時間

(処方箋受付1回につき40点)

平日19:00-8:00まで 土曜日13:00-8:00まで

※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

※営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:30-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月30日-翌年1月3日)

緊急連絡先(転送電話)080-7740-2935

# 調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料については下記のとおりです。また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関することや市販薬との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

※お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。



調剤基本料	45点
地域支援体制加算	32点
連携強化加算	5点
後発医薬品調剤体制加算2	28点
医療DX推進体制整備加算1	7点

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられております

処方せん受付回数が月1,800回以下で、同一グループ薬局数が300店舗未満で処方せん受付回数の合計が月に4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率が5割をこえて、地方厚生局に報告しています。特定の医療機関からの不動産賃貸借などの関係はありません。後発医薬品の調剤率が50%をこえて、地方厚生局長に報告しています。他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品  
に変更を希望される  
方は薬剤師にご相談  
ください。



# 地域に貢献する薬局になるためにしていること



## 開局時間

平日:8時間以上  
土日:一定時間  
週:45時間以上



## かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。  
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。



## 対応

24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。



## 健康相談

健康相談を行っています。  
一般用医薬品を販売や医療機関への受診を勧奨しています。



## 医薬品備蓄

1200品目以上の  
医薬品を備蓄しています。



## 情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知(PMDAメディナビなど)を行っています。



## 在宅

在宅業務体制の整備と実績(年12回以上)。医療機関、訪問看護ステーションとの連携が可能。



## 後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が70%以上あります。



## プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



## 研修

調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



## 麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



## 副作用報告

健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

# 訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。(医師の了解と指示が必要です)

## 介護保険の方

居宅療養管理指導および  
介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回 (2-9人)

342単位/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

## 医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2-9人)

290点/回 (10人以上)

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

みすず薬局笠間大町店 管理薬剤師 橋本 時夫  
茨城県知事指定介護保険事業所 第0481640436号

TEL 0296-70-1161  
FAX 0296-70-1162  
緊急時→転送電話 (24時間対応)

# 調剤だけでなくおくすり相談や 健康チェックも行っています



おくすり相談



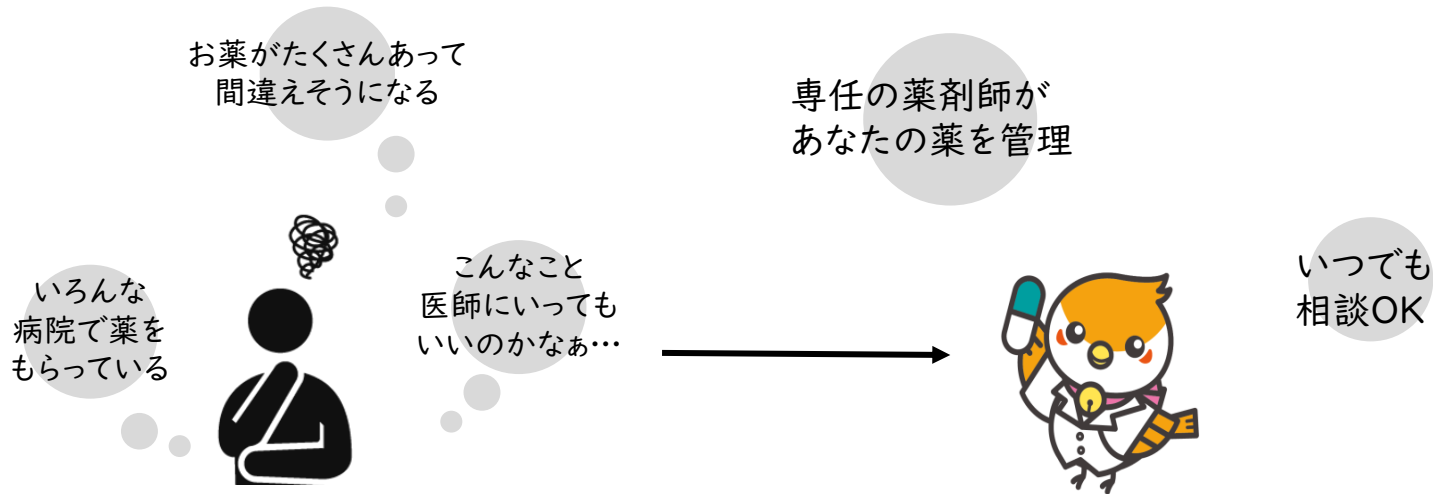
健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さまのお薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

# お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください



担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週32時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日間以上）。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

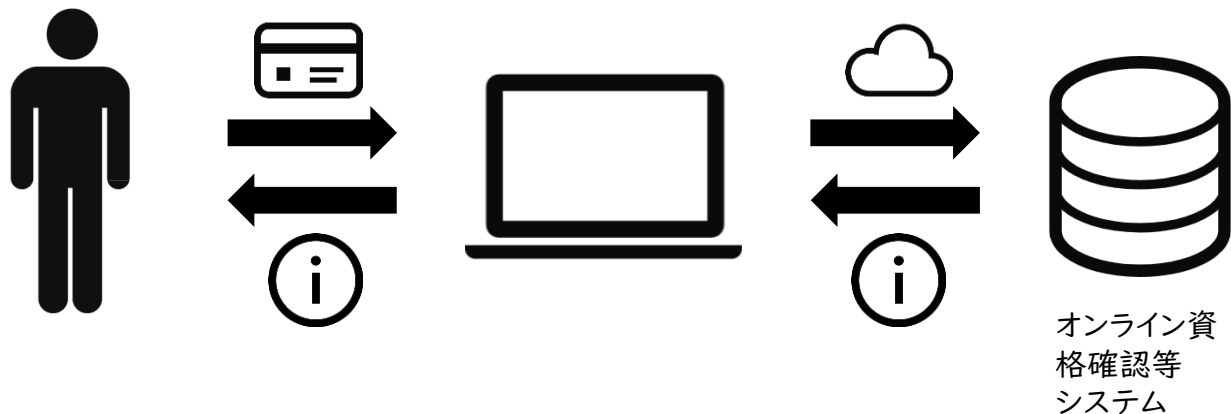
# 取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助





# 情報通信技術を活用しています



当薬局では、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用について、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

# 保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

## 患者希望による一包化



処方日数	金額
30日まで	1,000円
31～60日まで	2,000円
61日～	3,000円

## 在宅医療の交通費



距離数	金額
片道10kmまで	500円
1kmごとに	100円

## 患者希望による服薬カレンダー

## 各種容器代

## 各種文書代



おくすりカレンダー	金額
1日4回分	200円

水薬瓶	軟膏容器
60円	60円

各種書類	一通
年間領収書 英語の薬剤情報 など	100円



# 取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度のご案内です

## 要指導 医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

## 第1類 医薬品

一般用医薬品  
使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

## 第2類 医薬品

一般用医薬品  
使用上、注意が必要な医薬品。

薬剤師または登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。商品に直接触れることができます。

### 指定第2類医薬品

第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。「**してはいけないこと**」を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所に陳列。

## 第3類 医薬品

一般用医薬品  
要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。

薬剤師または登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

## 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

## 苦情相談窓口

茨城県薬剤師会  
029-306-8934

中央保健所  
029-241-0100